

## 6月20日は、国際日系デー!

PRプロジェクトに参加しよう!

2018年6月にハワイで開催した第59回海外日系人大会で、6月20日を「国際日系デー」とすることが宣言された。パンアメリカン日系人協会のフェルナンド・スエナガ会長(ペルー)が、「150年の歩みと提言」をテーマとしたスピーチの中で、「国際日系デー」を日本からの最初の集団移民「元年者」がハワイへ上陸した6月20日とすることを提案。大会宣言において採択され発表された。

「国際日系デー」については、北中南米の日系社会が2年に1度、加盟各国の持ち回りで開催している「パンアメリカン日系人大会(COPANI)」の2017年ペルー大会で創設が提案されたが、日付けをいつにするか、決定までには至っていなかった。

日本では、1908年6月18日に、ブラジルへの最初の日本人集団移住者781名を乗せた移民船「笠戸丸」がブラジルのサントス港に入港した日を記念して、総理府(現在の内閣府)が1966年に6月18日を「海外移住の日」に制定している。ブラジルでもこの日は「日本移民の日」と呼ばれ、現地の日系社会では毎年、開拓先没者を追悼する慰霊法要やミサ、記念式典等が行われている。また、ペルーでは、日本からペルーへの最初の集団移住者790名を乗

せた移民船「佐倉丸」が1899年4月3日にペルーのカヤオ港に到着したことを記念して、移住90周年にあたる1989年にペルー政府が4月3日を「ペルー日本友好の日」と制定。ブラジル同様、ペルーの日系社会でも毎年この日に記念式典や追悼法要などが行われている。

このほかにも、各国それぞれに日本人移住の起源とされる日はあるが、今回のスエナガ会長の提案は、国を超えて各国の日系社会が共通の「日系デー」を祝うことで、日本から世界各地へと広がった移住者・日系人の足跡に思いを馳せ、連続と受け継がれてきた日系レガシーを再認識し、日系間の連携を促進し国際社会への一層の貢献を果たしていこうというもの。日本人の集団での海外移住の始まりである「元年者」に敬意を表し、そのハワイへの上陸日である6月20日を「国際日系デー」とすることとした。

今後、各国の日系社会がそれぞれにこの日を盛り上げていくことが期待されているが、当協会では、この日を広く人々に知ってもらうことを目的としたPRプロジェクトを開始した。

### プロジェクトに参加しよう!

～参加方法はとても簡単です～

① 「6月20日は国際日系デー!」というメッセージを動画で撮影してください。どなたでも参加できます。動画はおひとりでも、家族や友達、職場などのグループでも、ペットでもイラストでも、なんでもOK。メッセージの言語も何語でもかまいません。居住国の国旗を振るもよし、何か楽器を演奏するもよし、身体を使って表現するもよし! メッセージの伝え方はどうぞ自由に!!

② 動画に以下のハッシュタグをつけて、TwitterやFacebook等のSNSに投稿してください。(ハッシュタグは、どちらかひとつでもOK)

#国際日系デー #kokusainikkeiday

動画だけでなく、「6月20日は国際日系デー」と書いたパネルを持った写真でも参加可能! 当協会のWEBサイトから、日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語それぞれで書かれた「国際日系デー」のパネル・デザインをダウンロードできるので、プリントアウトしてご活用ください! もちろん、自作のパネルでもOKです。

みなさんから投稿された動画や写真でPR活動を盛り上げ

ていきましょう。どしどしご参加ください!!!

※SNSへの投稿方法がわからない方は、撮影した動画や写真(写真には一言メッセージを添えて)をメールで当協会までお送りください。当協会のSNSアカウントから発信します。

✉info@jadesas.or.jp

投稿された動画および写真は、「国際日系デー」の広報のために利用し、それ以外の目的で使用することはありません。当協会の個人情報の取り扱いにつきましては、ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.jadesas.or.jp/header-pages/privacy.html>



## J

## ICA日系社会リーダー育成事業 「留学生セミナー」を実施!

9月27日～29日、JICA横浜において日系社会リーダー育成事業・留学生セミナーを実施し、日本各地の大学院で勉学に励む中南米出身日系留学生計20名が一堂に会した。

日系社会リーダー育成事業は、将来の日系社会を担い得るリーダーを育成することにより移住者及び移住者子弟の定着・安定を図ることを目的に、独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施している制度。日本の大学院で学位取得を目指す中南米の日系人を対象にしており、必要に応じた側面的支援とともに、滞在費・学費等手当を支給している。

当協会では、留学生受入れや留学生セミナーの企画・運営などの業務をJICAより受託。留学生セミナーは、留学生同士の連携と、日系人としてのアイデンティティの強化、日系社会の現状や課題に対する理解促進などを目的に、2013年度より実施している。

初日は、JICA中南米部計画・移住課長や留学生OB・OGの講話の他、新たに来日した留学生及び帰国を控えた終了生による報告会を行った。2日目は、横浜市鶴見区へ移動し、鶴見区国際交流ラウンジと、鶴見区で外国人支援を行っているNPO法人ABCジャパンを視察。その後、外国にルーツがある生徒が多く在籍する横浜市立潮田中学校を訪れ、日系社会青年ボランティアOGが担当している国際教室の生徒と意見交換をしたり、留学生の出身国について紹介したりと交流を深めた。

3日目は、貧困や労働問題など世界の様々な社会問題を



留学生セミナー初日、報告会の様子

ビジネスを通じて解決につなげる取り組みを行っている株式会社ボーダレス・ジャパンを視察した。同社の取り組みは、留学生の母国や日系社会が抱える課題解決の糸口となり得ることから、留学生たちは大きな刺激を受けたようだ。留学生からは「いつか一緒にプロジェクトを行いたい」「将来、ボーダレス・ジャパンのようなやり方を導入できれば留学生間の連携が可能になると思った」などの意見が聞かれた。

本セミナーで学んだ経験を、留学生が帰国後の活動に活かし、母国や日系社会の発展につなげることを期待したい。本事業への応募詳細は当協会ホームページへ!

<http://www.jadesas.or.jp/kenshu/jicaleader.html>

## 第

## 5回NFSA日本語スピーチコンテストを開催

日本財団・日系スカラシップ留学生で組織される日本財団日系留学生会(NFSA)が主催する「第5回NFSA日本語スピーチコンテスト」が、11月18日に日本財団において開催された。このコンテストは、日本語学習者が日頃の成果を発表する機会を作るとともに、発表者と聞き手が日本とラテンアメリカにまつわる多様な考え方や経験を共有し、在日ラテンアメリカ人と日本人の相互理解・交流を促進することで、より良い社会づくりにつなげることを目的とし、5年前から同団体が日本財団及び当会の協力により実施しているもの。

13歳以下のカテゴリーは「私がスーパーパワーを持っていたら」、14歳以上のカテゴリーは「未来の私への手紙」をテーマに、在日ブラジル人学校に在籍する合計16名の



スピーチコンテストに参加した子どもたち

児童・生徒がスピーチを行った。

「私がスーパーパワーを持っていたら」のテーマでは「ジャンプをして台風や地震を倒したい」、「透明人間になって困っている人を助けたい」など、子どもたちの「人の役に立ちたい」という願いが伝わるスピーチだった。「未来の私への手紙」のテーマでは、現実と向き合い、海外留学やシェフ、大学進学など、将来の夢を実現させた自分に関する内容が多く、日本に暮らす子どもたちの未来への希望が表れていた。

当日は保護者や一般の方も観覧に訪れ、子どもたちの熱のこもった発表に熱心に耳を傾けた。

審査員には大学や日本語学校の先生方を迎え、専門的な視点からスピーチ内容や話し方などが総合的に採点された。各カテゴリーの優勝者にはトロフィーが贈られた。コンテスト終了後には、トランプを使ったマジックの余興が子どもたちを楽しませたほか、全員で軽食をとりながら懇親会も行われた。

参加者からは、「たくさん練習したのに、緊張した」「以前は日本語が上手に話せなかったけど、今日は上手に発表できた」といった感想が聞かれた。

多くの観客を前に自分の考えを発表した今回の経験を自信につなげ、未来に羽ばたいていく子どもたちを応援したい。

# マリリア市・泉佐野市が友好都市提携を締結

## ～日系社会シニアボランティアが橋渡し～

ブラジルへの日本人移住110周年となった今年、ブラジル・サンパウロ州のマリリア市と大阪府泉佐野市との間で友好都市提携が締結され、11月13日に泉佐野市で調印式および祝賀会が行われた。

友好都市提携の立役者となったのは、JICA日系社会シニアボランティアとして2016年6月から2018年6月まで、野球指導のためマリリア日系文化体育協会に派遣されていた與浦幸二さん。中日ドラゴンズで投手を務めた経験を持つ與浦さんは、同協会の野球部が終戦直後の古い道具を使い、壊れたボールをビニールテープで巻いて練習しているような状況や、道具不足を補おうにもブラジルおよび近隣諸国では関税等の問題があって道具の入手が困難であることなどから、実家のある泉佐野市に野球道具の寄付を依頼した。すると、同市の教育委員会が中心となり、市内の公立学校などから中古のバット、グローブ、ボール、ベース類など数百点にもおよぶ野球道具が集められた。

日本から中古の野球道具を送ってもらおうという取り組みは、過去にも他の日系コミュニティで計画されてきたが、ブラジル側の高い関税がネックとなって実際の送付までたどり着いたことはなかったという。しかし今回は、泉佐野市側では千代松大耕市長が郵送物の意味を説明するための書簡を添えてくれ、ブラジル側でも日系社会のネットワークを活かして国会議員に協力を依頼するなど、双方で様々な努力がなされた結果、これまでに前例のなかった「免税」で受け取ることができたという。

これを機に、両市の間で友好都市提携に向けた調整が進められ、2018年4月には、マリリア市で開催された「第16回ジャパン・フェスタ」に、泉佐野市から松下義彦副市長ら一行が訪問し、友



千代松大耕泉佐野市長(左)とダニエル・アロンソ・マリリア市長(右)

好都市提携に向けた仮合意書が締結されていた。マリリア市と日本との友好都市提携は、1980年に広島県東広島市との間に締結されて以来、2都市目となる。

調印式には、ダニエル・アロンソ・マリリア市長、飯星ワルテル連邦議員、トキオ・イソバタ連邦議員秘書、マリリア日系文化体育協会水野ケンイチ会長が代表団として来日。泉佐野市からは千代松市長、松下副市長をはじめ、市議会議員らが出席した。與浦さんは、「泉佐野市からの野球道具の提供をきっかけにして、今回、マリリア市と泉佐野市が友好都市提携に調印されたことをとても嬉しく思っています。今後も、微力ながら日伯の架け橋になれるよう努力したい」と話した。

両市は今後、泉佐野市内の中小企業等における日系研修員の受入れ等を実現させ、さらなる連携を深めていきたいという。

新連載  
スタート!

NIKKEIS around the WORLD

～このヒトに聴く～ vol.01

### 橘谷・喜屋武・エルナン・アルマンド(Kitsutani Kian Hernán Armando)

今号から新たにスタートした新コーナー「NIKKEIS around the WORLD」。世界各地で活躍する日系人や日系団体のみなさん、もしくは日系人・日系社会に関わる活動をしている(してこられた)みなさんにお話を伺います。第1回にご登場いただくのは、ペルー在住の橘谷エルナンさんです。



留学先で鍼灸治療を学ぶエルナンさん

#### プロフィール

国籍(世代):ペルー(三世)

居住国:ペルー共和国

職業:鍼灸師、コミュニケーション・コーディネーター(日本語、スペイン語、ポルトガル語)

ペルー(リマ市)生まれ。両親の出稼ぎで小学5年～中学3年まで日本で暮らす。ペルー国立サンマルコス大学獣医学科卒業。2004年～2010年まで日本財団・日系スカラシップ奨学生として日本に留学。新宿鍼灸柔整専門学校鍼灸学科卒業(鍼灸師免許修得)。日本伝統医療科学大学院大学修士課程修了。2008年よりNPOアルコイリスのコミュニケーション・コーディネーター、現地調整員。2011年NGOキズナ・アマゾンカを設立、代表理事。

### Q.エルナンさんは現在、どんなお仕事をされていますか？

ペルーで鍼灸師として施術を行いながら、NPOアルコイリスや(株)アルコイリスカンパニーと共に、ペルーの機能的食品や薬用ハーブの有効活用に関する普及活動を行っています。

### Q. そのお仕事・活動に関わるようになったいきさつは？

子供の頃から動物が大好きで、大学は獣医学科に進みました。ところがそこで学ぶのは私が思い描いていた温かみのある世界ではなく、むしろ冷たい動物産業の現実でした。このギャップに違和感を抱いたことから、東洋哲学の本を読むようになりました。

在学中に参加した「世界青年の船」で日本をはじめアジア、アフリカなどを訪れ、世界の様々な現実を見聞きしたことで、視野が広がったと同時に「環境や動物、人のためにできることは何か」を問うようになり、東洋医学を目指すことになりました。精神・身体・食・環境などを統合的に観る東洋の視点は、バランスの崩れた今の世界にこそ必要だと感じたからです。

鍼灸と本格的に出会ったのは2003年。ペルーの日系社会が運営している診療所が、専門家のための「鍼灸特別講座」を開催しました。私は専門家ではありませんでしたが所長に頼み込んで特別に参加許可を得、その後1年以上診療所でボランティアをしました。しかし当時のペルーには代替医療を学べる専門学校はなく、2004年に第1回日本財団・日系スカラーシップの新聞広告を見つけ、「これだ!」と即応募。この奨学金のおかげで2004年～2010年まで日本に留学し、専門学校と大学院(修士課程)を終えることができました。

留学中いろんな活動に参加しましたが、中でも「環境とアマゾン薬用植物」をベースとしたNPOアルコイリスの活動に惹かれました。その頃から、鍼灸とアマゾンの伝統薬用植物を組み合わせれば、より多くの人々が「痛み・病」のバランスを取り戻せると確信するようになりました。ボランティアでアルコイリスの活動に参加し、帰国後の2010年12月に仲間たちと非営利団体を設立。2011年2月にはNGOキズナ・アマゾニカが誕生しました。

これまでに、NGOキズナ・アマゾニカはNPOアルコイリスのカウンターパートとしてJICAの草の根技術協力プロジェクトを複数回実施しています。薬用植物の栽培技術を指導し、電力のいらぬ手動加工方法も提案。加工の際に出る植物カスを有効活用して地域の子どもの栄養改善に役立つレシピを開発し、料理教室や栄養セミナーも実施しました。

活動を通じて、森林伐採や環境破壊が急速に進むアマゾンでは質の良い伝統薬用植物が入手しづらくなっていることも実感しました。そこで、荒れた土地で「アグロフォレストリー栽培モデル」を実施し、植物の入手先を自ら確保することを目指すようになりました。

2012年2月に4人の仲間たちと購入した10ヘクタールの牧草地を「キズナ農園」と名づけ、アマゾンの薬用ハーブを中心としたアグロフォレストリー栽培を続けています。自然が相手なので困難も多いですが、森は徐々に回復し自然の循環が蘇ってきています。異常気象に対抗するためにも、できるだけ多品種の植物を導入しています。生産量は落ちますが、自然と共存することによって農薬・化学肥料を最小限に抑えることができます。

### Q. やりがいを感じるの、どんな瞬間ですか？

「健康」、「自然環境」、「伝統医療」などをキーワードに活動してきたことにより、共通のビジョンを持った多くの人々と出会いました。一人では不可能だと感じられた「夢物語」が、多くの仲間や団体・企業・教育機関などと力を合わせることで少しずつ実現して行くプロセスを実感するときに、大きなやりがいと楽しさを感じます。



NPOキズナ・アマゾニカのメンバーと(右端がエルナンさん)

### Q. 「日本人」としての強みは何だと思えますか？

日本とペルーで生活したことで、自分なりのアイデンティティを見出すことができました。出稼ぎの子として来日した当初は言葉も分からず、「ガイジン」と呼ばれてショックを受けた時期もありましたが、異なる二つの国の言語、文化習慣、考え方や仕事の仕方など、ある程度身につけられたお陰で、人生の様々な困難に柔軟に立ち向かうことが出来たと思っています。これは非常に大きな強みとなり、日本・ペルー間のコミュニケーションのファシリテーター役ができるようになりました。

### Q. 今後のプラン、夢などを教えてください。

妻とウカヤリ州に購入した家のリフォームを進め、伝統医療の施術所と薬用食品などを紹介するアンテナショップの開業を目指しています。

また、キズナ農園では近い将来、再生エネルギーの導入や薪の有効活用、下水のバイオガス化などを進めるほか、伝統医療やアマゾンの大自然に触れられる体験ツアーを始めたい。そのためには、宿泊施設も建設しなければなりません。伝統医療の施術やフェアトレード活動で資金を集め、キズナ農園プロジェクトを前進させたいです。

### Q. 日本人々へ伝えたいメッセージはありますか？

私たちの祖先は命懸けで南米に渡りました。想像も出来ないほどのカルチャーショックを受けたと思います。逃げることも日本に帰ることも出来ず、絶望する人たちもいる中、多くは少しずつ柔軟性を身につけて前進したと思います。一世たちの苦労があったお陰で今の日系社会が存在します。

80年代の終わり頃から始まった出稼ぎブームでは、逆に南米から多くの日系人が日本に渡りました。私も含めて、日系人であるにも関わらず多くは日本で大きなカルチャーショックを受けました。嫌になることも少なくありませんでした。しかし、このような時代を乗り越えたからこそ視野が広がり、柔軟性が身に付き、その後の人生の大きな宝となりました。

グローバルな現代社会は息苦しいと感じることも多いと思いますが、ご先祖様たちを見習いながら皆で力を合わせれば乗り越えていけると信じています。そして世界のあちこちに、日本をいつも想っている日系人たちがいることを忘れないでください。

- アルコイリス・カンパニー:<http://www.arcoiris.jp/>
- プロジェクト活動ブログ:<http://blog.canpan.info/pucallpa>
- 個人ブログ:<http://blog.canpan.info/heiji>

# Título de Eleitor e Alistamento Militar

## 選挙権・兵役登録

相談センター 山形エレナ

(公財)海外日系人協会 **日系人相談センター**

■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)

14:00～17:30

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語

■電話番号 045-211-1788

**Q** Vim ao Japão aos 3 anos de idade, juntamente com meus pais e uma irmã mais nova. Tanto eu como a minha irmã, não dominamos o idioma português, pois sempre estudamos em escolas japonesas. Quando completei 18 anos fui com o meu pai ao Consulado Brasileiro e fui obrigado a fazer o alistamento militar e tirar o meu título de eleitor, pois segundo ele, sem fazer isto não teria como tirar o passaporte.

Este ano, é o ano de eleição para a escolha do Presidente da República, e será o primeira vez em que eu e minha irmã iremos votar, sem sabermos quem são os candidatos, iremos votar em quem meus pais nos indicaram, poderiam me explicar a obrigação do voto, e se não votar o que acontece? No meu caso, após o alistamento militar, se eu não comparecer todo o ano no Consulado o que acontece? Como pretendemos tirar a nacionalidade japonesa poderemos ficar isento destas obrigações?

**A** O Alistamento Militar é obrigatório a todo o brasileiro nato do sexo masculino ao completar 18 anos. O alistamento deve ser feita na Junta de Serviço Militar e para quem estiver vivendo no exterior nas repartições consulares do governo brasileiro, e comparecer anualmente ao Consulado de sua repartição, munido do Cadastro de Alistamento Militar para manter-se em dia com suas obrigações militares. Caso residir há mais de 3 meses no exterior, o brasileiro poderá requerer dispensa de incorporação, ainda que não tenha completado 28 anos de idade. Se não se alistar o que acontece: não poderá obter o passaporte, inscrever-se para concursos públicos, prestar exame ou matricular-se em qualquer estabelecimento de ensino, obter carteira profissional, etc.

Tirar o Título de Eleitor e votar, também é obrigatório à todos os brasileiros maiores de 18 e menores de 70 anos, os maiores de 16 e menores de 18, os analfabetos e os maiores de 70 anos não são obrigados a tirar o título, bem como não tem a obrigação de votar. Aqueles que residem no exterior também deverão cumprir com as suas obrigações legais, e os eleitores no exterior que estão com a sua situação irregular, deverão requerer a regularização eleitoral junto a Repartição Consular de sua jurisdição.

Se não estiver em dia com as obrigações eleitorais o que acontece: sem a prova de que votou na última eleição, pagou a multa ou justificou devidamente, o eleitor não poderá inscrever-se em concursos públicos, receber vencimentos, remuneração, salário ou proventos de função ou emprego público, obter empréstimos em caixas econômicas federais e estaduais, obter passaporte, etc.

No seu caso, independente de não dominar ou não o idioma nativo, tem a nacionalidade brasileira, e como todo o cidadão nato tem as mesmas obrigações e

direitos a cumprir, em casos de eleição, a única diferença é de que a votação no exterior, é de 4 em 4 anos, somente quando há eleição para escolha do Presidente da República.

Ao tirar a Nacionalidade Japonesa e optar pela perda da nacionalidade brasileira, ficará isento destas obrigações.

Voce poderá encontrar na página web do Consulado Geral do Brasil de sua jurisdição informações em japonês.

**相談** 3歳の時に両親と妹と一緒に日本に来ましたが、日本の学校で教育を受けたため私も妹もポルトガル語が十分ではありません。18歳になった時に父と一緒にブラジル領事館に行ったところ、パスポート発行のために必要であるとして、兵役登録と選挙人登録をさせられました。

今年ブラジルの大統領選挙の年なので、私と妹は初めての投票に行くつもりです。誰が候補者なのか分かっていませんが、両親の勧める候補者に投票する予定です。そこで、投票義務について教えていただきたいのですが、もし投票に行かない場合にはどういう結果が生じるのでしょうか。また、私の場合、兵役登録の後、領事館に毎年出頭しない場合にはどうなるのでしょうか。

私たちは将来日本国籍を取得することを考えていますが、その場合このようなブラジル側の義務は免除されるのでしょうか。

**回答** 兵役登録はブラジルで生まれた18歳以上の全ての男性ブラジル人の義務です。登録は兵役委員会で行いますが、国外に住む方は領事館で行います。また、国外に住む方はきちんと兵役義務を果たしていることとするために、毎年、兵役登録簿が備わった当該領事館に出頭する必要があります。3カ月以上国外に住む男性ブラジル人は、28歳に達してなくても、軍役(入隊)免除を申請することができます。

兵役登録をしない場合にはどうなるかという点ですが、パスポートが取得できない、公務員等任用試験を受けられない、いかなる教育施設へも登録や受験の資格を持たない、職業手帳を取得できないなどということになります。

選挙人登録と投票は、同様に、18歳以上70歳未満の全てのブラジル人の義務です。しかし、16歳以上18歳未満、文盲、70歳以上のブラジル人にとっては義務ではありません。外国に住むブラジル人も法的義務を果たさねばなりません。また、特異な状況下にある外国に住むブラジル人は領事館に対して選挙特別措置を申請しなければなりません。

選挙関連の義務を果たさない場合にはどうなるのかという点については、最後の選挙で投票した、罰金を支払った、あるいは正当な理由があったという証明書がない場合には、公務員等任用試験を受けられない、公職や公的活動から生ずる給与、補償などが受けられない、国や州の貯蓄金庫の融資が受けられない、パスポートが取得できない等の結果となります。

貴方の場合、ポルトガル語ができる、できないにかかわらず、ブラジル国籍を持っておられますので、他のブラジル国民と同様の権利・義務を有しています。選挙に関しての唯一の違いは、国外の投票は、4年に一度の大統領選挙の時だけという点です。日本国籍を取得したり、ブラジル国籍の喪失を選択すればこれらの義務から免除されることになります。貴方の区域を管轄するブラジル総領事館のウェブページで日本語による情報が得られます。

**故佐倉輝彦氏へのブラジル笠戸丸章  
横浜で夫人へ伝達式**

平成19年度より2年間、当協会よりCIATE(国外就労者情報援護センター)へ専務理事としてブラジル・サンパウロに派遣され、その後は永らく賛助会員として当協会事業を支援いただいた故佐倉輝彦氏に対し、本年8月、ブラジル日本人移住110周年祭典委員会が日系社会の発展や日伯の関係強化に貢献した個人・団体に贈る「笠戸丸章」が授与された。

ブラジルで開催された授章式では、CIATEコラボラドーレス会議に出席のためブラジル出張中であった田中克之当協会理事長が代理で受け取り、10月15日に、夫人に対する伝達式を当協会事務局のあるJICA横浜にて行った。

睦子夫人は、今年6月、ハワイで開催された第59回海外日系人大会に佐倉氏と共に参加していた。佐倉氏は、大会後のハワイ滞在中に帰らぬ人となった。

二宮CIATE理事長から特製の顕彰メダルを受け取った睦子夫人は、佐倉氏がCIATE専務理事としてブラジルに派遣されていた当時の思い出や、その後も常に日系社会に寄り添い、関わり続けてきた故人の人生を振り返ると共に、「このような章をいただいて主人も喜んでいてと思います」と話した。



二宮正人CIATE理事長より  
顕彰メダルを受取る睦子夫人

**日系社会  
Topics**

**海外移住家族会近畿ブロック会議  
京都で開催**

海外移住家族会の近畿ブロック会議が11月6日に京都市で開催された。関東ブロックでは家族会が群馬、栃木、山梨の各県のみとなり一昨年度から開催されなくなった。近畿ブロックにおいても、昨年度兵庫海外移住家族会が解散し、家族会は京都、大阪の2府県のみとなったものの、ブロックを超えて富山県、島根県の家族会も参加し、事業報告や意見交換を行っている。

7月に始まった日系四世受入れ制度についても話題に上り、ブラジル人住民が増加している島根県の百合澤会長は、家族会が四世受入サポーターを引き受けることも考えていると述べた。

**ティー・エス・グループ(株)  
齋藤俊男会長が外務大臣表彰受賞。  
上里町で祝う会**

ブラジルで生まれ、デカセギとして来日した後、1995年に人材派遣会社を起業し、外国籍児童のための学校も運営。その後リーマンショックを機に農業にも挑戦するなど、幾多の壁に直面しながらも常に成長を続けてきたティー・エス・グループ株式会社(埼玉県児玉郡上里町)の齋藤俊男会長が、7月に外務大臣表彰を受賞した。「日本とブラジルとの相互理解の促進」への貢献が認められたものの。

2008年のリーマンショックでは大勢のブラジル人が派遣切りの憂き目にあい、大きな借金を抱えることとなったが、一念発起してゼロから農業をはじめた。長ネギの栽培では、全国一の作付面積を誇り、農協を通さず、「葱王」というブランド名で、都内の高級スーパーや百貨店・すきやきチェーン等と直接取引する独自の出荷・販売ルートを築いた。

2011年の東日本大震災では、地震発生直後から自ら会社のバスで支援助物資運び、帰りにはブラジル大使館の依頼を受けて、東北に住む日系人たちを首都圏へ運んだという。

子どもたちの教育にも力を注ぎ、それまで日系ブラジル人の子どもたちを預かってきた保育室を、2015年に日本人も含めた多国籍の子どもたちを受入れる認可保育園へとシフトしたほか、小学校から高校卒業までブラジルのカリキュラムで学べる各種学校認定校も運営している。

地元の上里町では10月27日、商工会議所青年部が中心となって、今回の受賞を祝う会が開催された。齋藤会長は「何もわからなかった自分を受け入れ、指導してくれたみなさまのおかげです」と受賞の喜びを語った。



受賞の挨拶を述べる齋藤氏。右は同夫人

**NIKKEI** NO.39  
Network  
海外日系人協会だより  
2018 DEC.

発行/(公財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA横浜2F  
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781  
E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人/椿 秀洋

**Health and Life Insurance for foreigners in Japan  
短期滞在・日本在住の外国人向け医療・生命保険**

- ✿ VIVA MED-S (Life and Health coverage)  
医療保険(100%保障)+生命保険
- ✿ VIVA MED-30  
医療保険(30%保障)+生命保険
- ✿ 3ヶ月以内の短期滞在者向けの保険

- ✿ 外国人留学生向け保険
- ✿ 外国人技能実習生向け保険

For more information, call:  
TOLL FREE: **0120-656-684**  
TEL: **046-265-6685**  
Visit **www.vivavida.net**



少額短期保険会社  
(株)ビバビータメディカルライフ  
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD  
関東財務局長(少額短期保険)第51号

